

令和 5年5月19日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 6月の「もっけん」たより

### ◎ ホームページのリニューアルについて

当健保のホームページをリニューアルいたしました。各種 Q&A や届出用紙等を大幅に追加しておりますので是非ご活用ください。また、配布を終了しておりました「社会保険の知識」相当の内容も網羅しておりますので、入社される方も是非ご一読くださるようご案内ください。なお、第3号被保険者届等の日本年金機構関係の届出用紙等は日本年金機構のホームページをご覧ください。

### ◎ 算定基礎届について

算定基礎届に関するご案内及び届出用紙は6月20日（火）に納入告知書と一緒に発送予定です。算定基礎届の様式はホームページからダウンロードができますので、そちらでご用意いただいても構いません。提出方法は電子申請（マイナポータル経由）、電子媒体（年金機構提供届書作成プログラム使用推奨）及び紙媒体の3方法による届出に対応しておりますので、事業所様にて最適な届出方法でご提出ください。なお、日本年金機構への提出は同機構へ直接お願いします。

※資本金1億円以上の事業所は算定基礎届の電子申請が義務化されております。

### ◎ 新型コロナウイルスの5類移行について

新型コロナウイルスの分類が感染法上の5類に移行しました。それに伴い、傷病手当金支給申請の臨時的取扱いが終了となりました。そのため、令和5年5月8日以降に感染された方は医師の意見書（傷病手当金支給申請書内の療養担当者の意見記入欄）が必要となります。また、5類感染症になり就業制限が各事業所の判断に委ねられることになりました。そのため、軽傷等により「医師が労務不能と判断しなかった場合」で事業所が感染防止等を理由に就業制限をした場合は、傷病手当金の支給対象外となります。